

(財政金融委員会)

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

案(閣法第三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を引き続き期するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が失効するものとされる期限(平成二十三年三月三十一日)を、平成二十四年三月三十一日まで一年間延長するものである。